

第1 平成16年度上半期の財政状況

補正予算のポイントは何か。 - 予算編成のポイント -

平成16年度当初予算は、実質交付税の未曾有の大幅削減というかつてない厳しい状況の中での編成となりましたが、歳入歳出両面にわたる様々な努力と工夫を重ねた上で、中小企業・雇用対策、環境施策、安全・安心の確保や少子化時代に対応した施策などに重点を置き、県民の皆様が必要とされる行政サービスの質、水準の確保に向けた施策を中心に、必要な年間予算を編成したところです。

9月補正予算では、災害復旧などの緊急を要する対策をはじめ、当初予算編成以後の事業の進捗や社会経済情勢等の変化を踏まえつつ、新たに必要となった施策を中心に予算編成を行いました。平成13年度以前は、国の経済対策等に伴う大規模な補正予算が続いていましたが、平成14年度以来、小規模の補正予算となっています。

どのような事業が盛り込まれているのですか。 - 補正予算の重点施策 -

1 県民生活の安全・安心の確保

災害の早期復旧(大内道路地すべり災害、白山別当谷土石流災害など)

豪雨災害に備えた体制づくり

- ・ 重要水防箇所の緊急点検の実施、河川カルテの作成
- ・ 市町村における洪水避難計画策定のためのマニュアル作成

RDF貯蔵施設の安全対策(窒素ガス発生装置等の整備助成)

2 航空ネットワークの拡大と国際交流の促進

小松空港の新規路線開設(上海便、成田便)

能登空港の台湾インバウンドチャーター便の就航支援

国際観光誘客の促進(中国、韓国、台湾)

3 地域振興の新たな展開

地域主導の地域づくり支援(いしかわ地域づくり塾の創設による人材養成など)

のと鉄道穴水・蛸島間の円滑なバス転換支援

のと鉄道バス転換区間の主要駅周辺の活性化調査(珠洲・松波・宇出津・穴水駅)

4 旧県庁東庁舎等跡地の緑地整備(実施設計)

5 福祉・教育施策

子ども虐待防止ハンドブックの改訂

次世代育成支援シンポジウムの開催(仕事と子育ての両立を図る職場環境の実現)

長寿社会プランの改定準備(H17改定に向けた介護サービスの利用実態調査など)

高齢者の虐待防止に向けた体制整備

七尾養護学校珠洲分校の開校準備(H17開校に向けた施設改修・教材整備など)

6 中小企業・雇用対策

脳機能計測診断支援システムの開発研究支援(知的クラスター創成事業)

県労働力調査の実施(国調査の拡充、県内失業率等の早期公表、雇用施策への反映)

ひとくちメモ

<三位一体の改革と地方交付税の削減>

1 三位一体の改革の趣旨

三位一体の改革は、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の見直し、地方交付税の見直しを同時一体的に行うことにより、地方自治体の自己決定・自己責任の幅を拡大し、自立と責任の下で自由度を高めることにより、創意工夫に富み、住民ニーズを反映した施策が実行できるようにする、いわば行財政の構造改革といえます。

2 平成16年度における「三位一体の改革」と本県の財政運営について

平成16年度の「三位一体の改革」については、国総額ベースで見ると国庫補助負担金総額が約1兆円削減されましたが、これに対する税源移譲額は4,500億円余にとどまっており、差額は公共事業等の事業量削減分として財源措置されませんでした。その一方で地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質交付税については約2.9兆円(前年度比12.0%)の大幅な削減が実施されました。これは、税源移譲や国庫補助負担金の削減に先行して、一方的かつ大幅に削減されたものであり、地方財政に大きな影響を与えました。

本県においても、経済対策等のため高水準で実施した公共投資による公債費の増加や、高齢化社会の進展等に伴う扶助費の増加などにより、厳しさを増していた財政状況の中、実質交付税が一方的に大幅に削減されたことにより、基金の大幅な取り崩し(273億円)を余儀なくされる事態となっており、かつてない厳しい財政状況に置かれています。

この影響は、単年度の努力だけでは解消できない巨額なものであり、平成17年度以降にも大きな影響を及ぼすものとなっています。

こうした極めて厳しい財政状況の中、今後とも、県政の重要な政策課題に的確に対応していくためには、持続可能な財政基盤の確立に向け、あらゆる歳出分野における効率化を図っていく必要があります。このため、限られた資源を真に必要な事業に重点配分する、「施策の選択と集中」をさらに進めていく必要があります。

また、地方分権の本格化を見据え、行政体制の整備など行財政改革の拡充強化を図っていく必要があると考えています。

3 平成17年度の三位一体の改革に向けた動き

平成17年度の国の予算編成に向けて地方六団体は国の要請に基づき3兆円規模の税源移譲に見合う3.2兆円の国庫補助負担金の削減案を提出しました。これに対し、先日、政府・与党の全体像が示されましたが、地方案の基本的考え方が概念的には尊重されているものの、内容がつまびらかではなく、今後分析の上、必要な対応を政府に求めていかなければなりません。

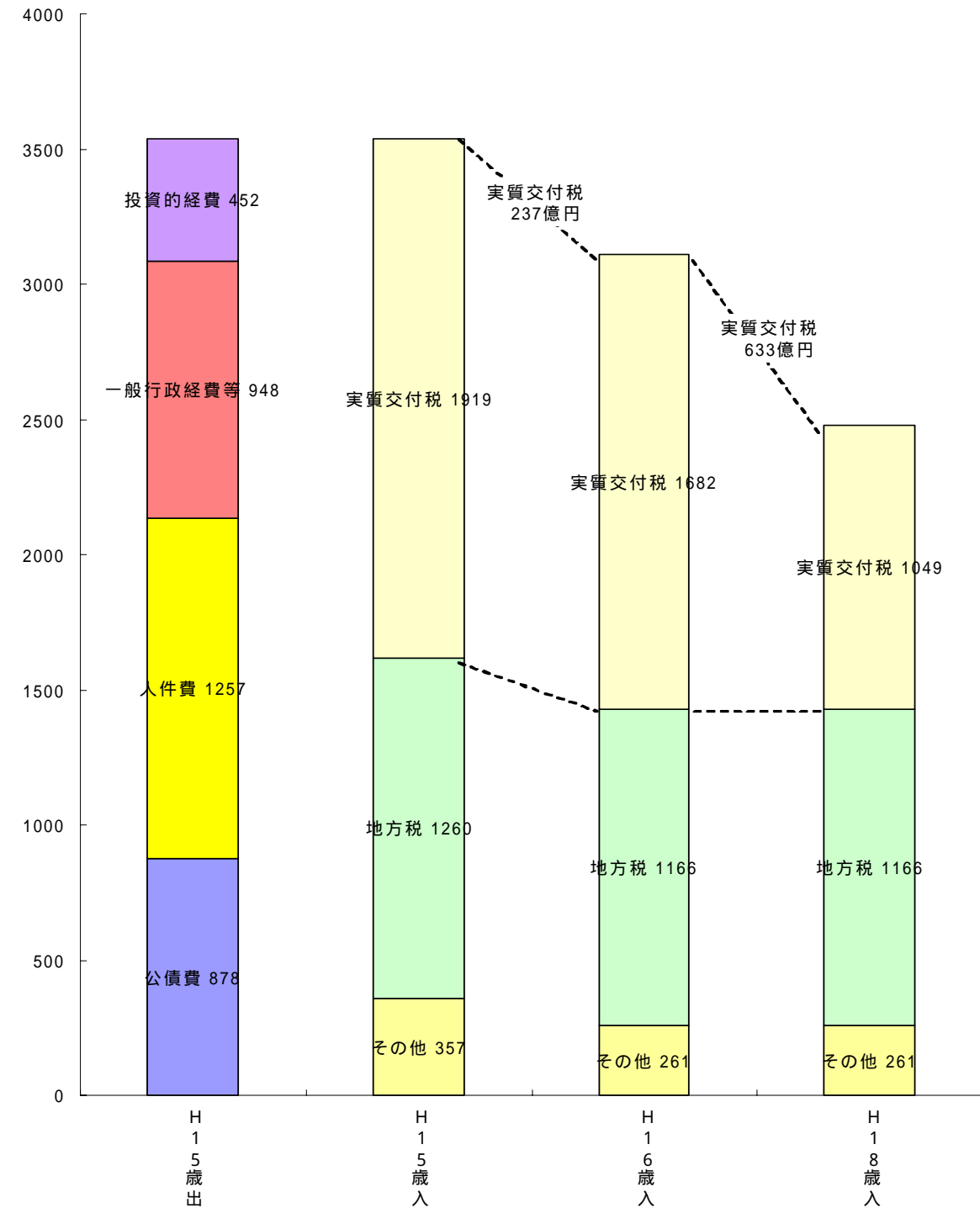
また、地方交付税の総額については、平成16年度に実施された大幅削減が既に平成17・18年度の地方交付税削減を前倒して実施したともいえるものであり、これ以上の削減は行われるべきではないと主張しているところです。

しかしながらこうした議論の過程においては、財務大臣から、平成17・18年度においてさらに7.8兆円もの大幅な地方交付税の削減を行うという案も示されました。7.8兆円の削減については全国知事会の試算によると、都道府県分で1団体当たり約913億円(38%)、市町村分で1団体当たり約12億円(40%)という大幅削減となります。

このうち本県分の削減額(試算値)は633億円となっており、実際に削減されれば、県独自で行う裁量的な施策が全く実施できなくなるという現実離れした削減案であるといえます。

地方交付税削減の本県への影響

(億円)



- 1 数値はすべて一般財源ベース。
- 2 H15 歳出・歳入は普通会計決算。
- 3 H16 歳入のうち地方税及びその他については9月補正後予算ベース。
- 4 H16 歳入のうち実質交付税は交付税決定額ベース。ただし、特別交付税については未確定のため9月補正後予算ベース。
(H15 - 16 減額の内訳：普通交付税及び臨時財政対策債 226 億円、特別交付税 11 億円)
- 5 H18 歳入は財務大臣提案による交付税の削減が実施された場合の試算値。